

# 環境影響評価制度及び事業概要等について

((仮称)あやの台北部用地整備事業)

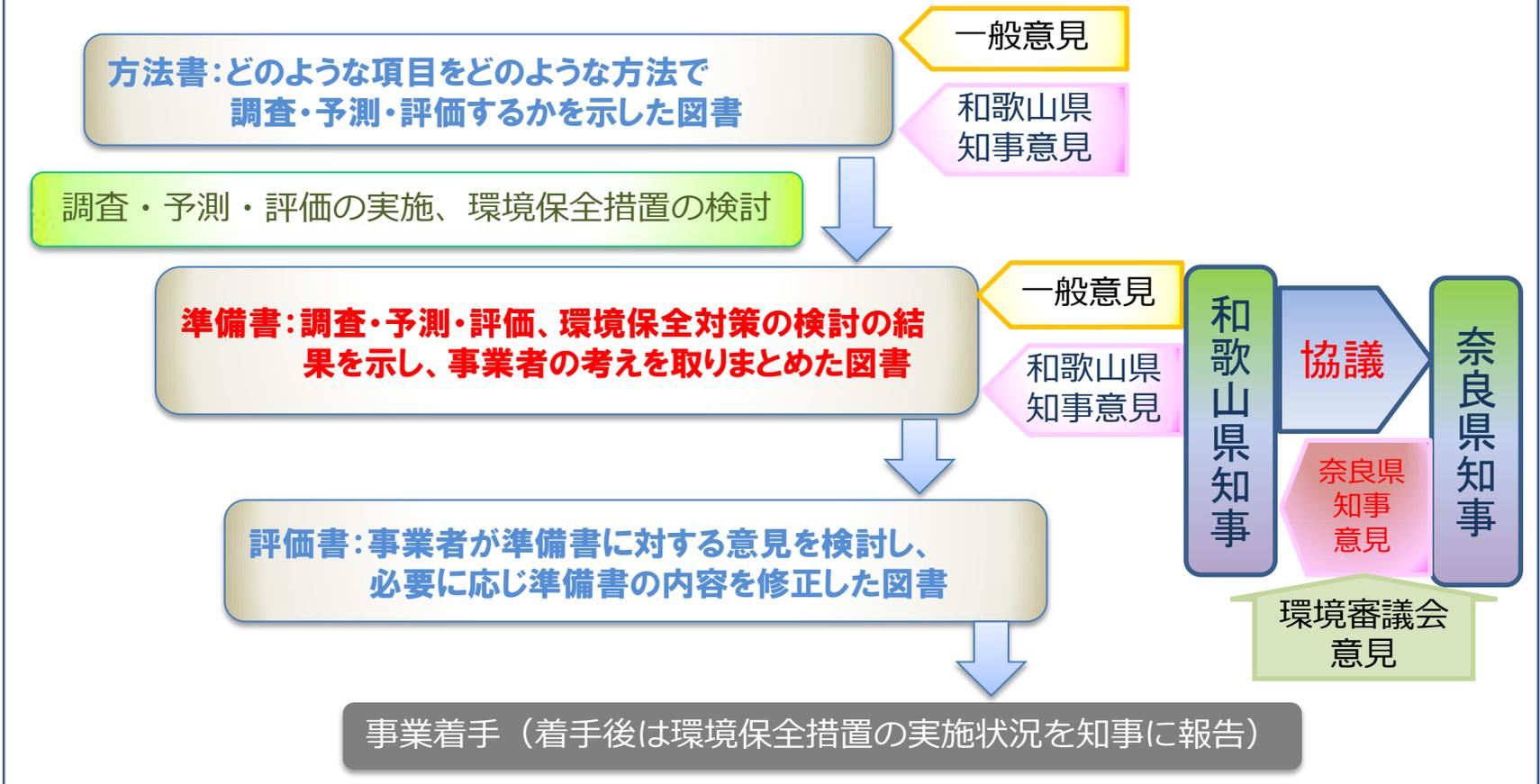
平成30年12月4日(火)

奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課

# 1. 環境影響評価制度(環境アセスメント)

環境影響評価制度とは、事業者が、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境に及ぼす影響について、予め事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方や行政の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくことを目的とした制度です。

## ■和歌山県環境影響評価条例に基づく手続きフロー

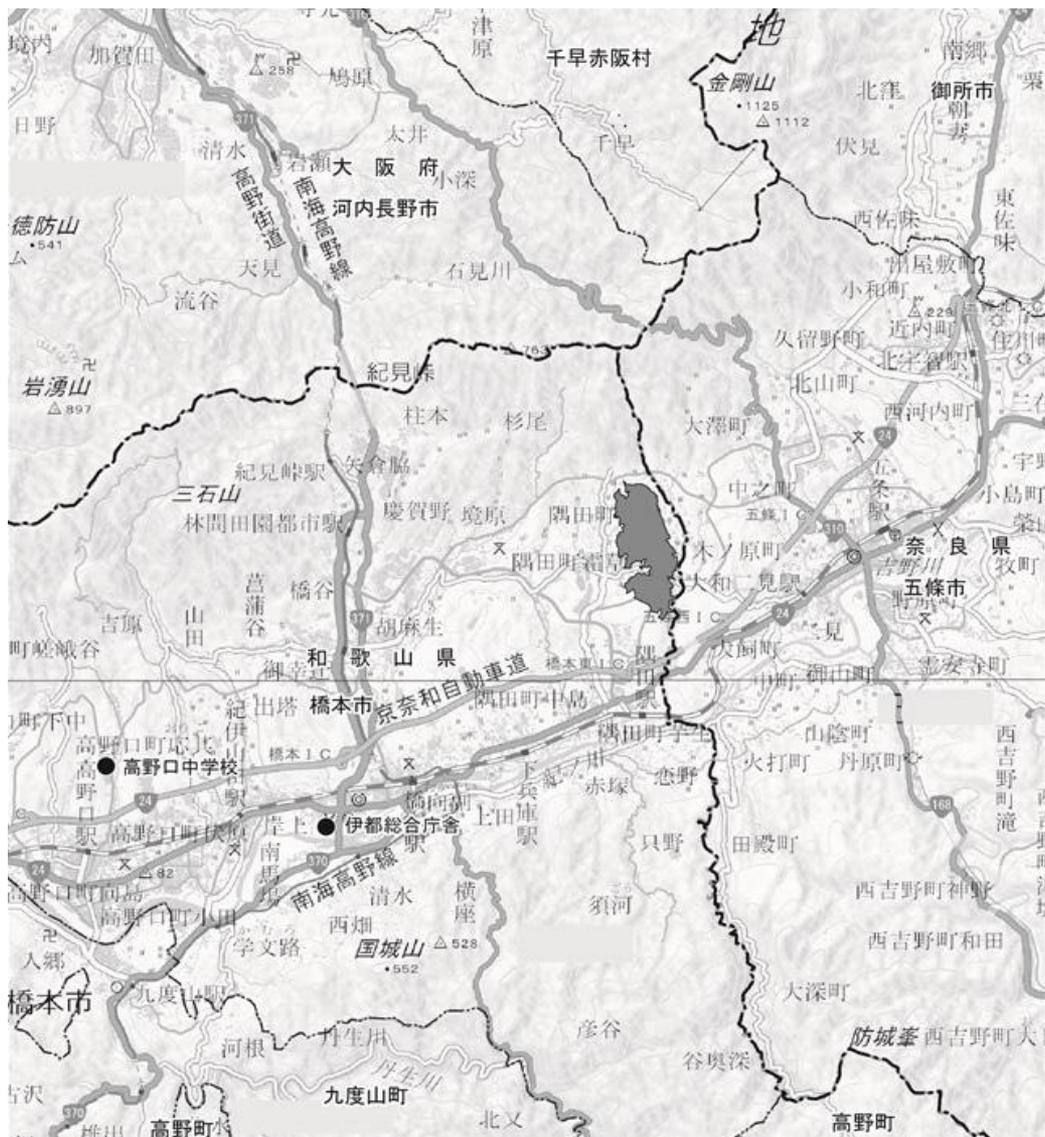


# (今回審議いただく内容について)

方法書	準備書	評価書
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業計画 (事業目的、事業内容)</li><li>・ 関係法令の整理</li><li>・ 地域の概況 (既存資料による)  自然的状況 (大気、水質等)の整理 社会的状況 (人口、産業、土地利用等)の整理</li><li>・ 評価項目の選定</li><li>・ 調査、予測及び評価の方法</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境影響評価の結果 調査結果 予測結果 評価結果</li><li>・ 環境保全措置</li><li>・ 事後調査</li><li>・ 総合評価</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境影響評価の結果 調査結果 予測結果 評価結果</li><li>・ 環境保全措置</li><li>・ 事後調査</li><li>・ 総合評価</li></ul>

準備書の知事意見

## (対象事業実施区域及びその周辺の状況)



## 2. 事業概要

(1) 事業者名 橋本市(和歌山県橋本市東家一丁目1番1号)

(2) 事業名 (仮称)あやの台北部用地整備事業

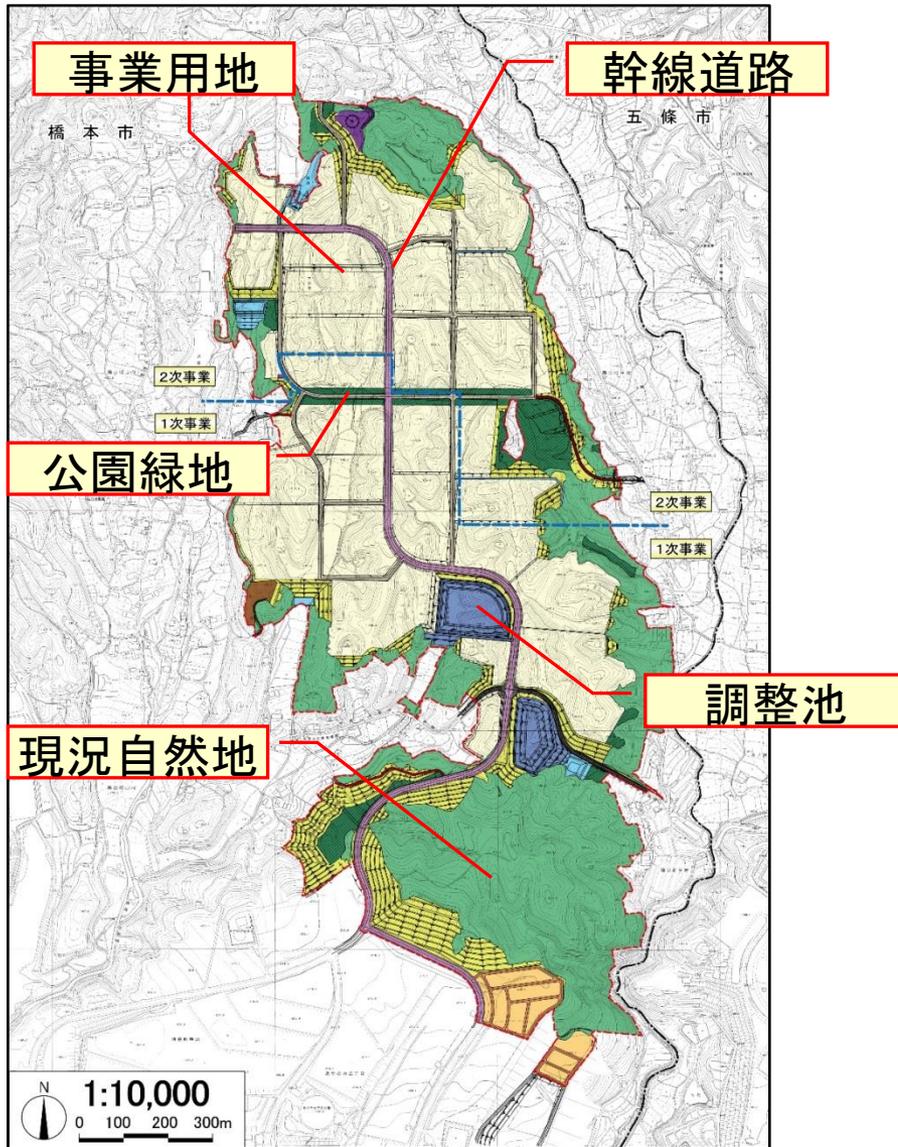
(3) 事業の種類 工場又は事業場の建設の用に供する目的のために行う  
一団の土地の造成事業

(4) 事業区域 和歌山県橋本市隅田町平野、隅田町山内、隅田町真土地内

(5) 事業面積 環境影響評価の対象となる事業地面積:約140ヘクタール

(6) 供用開始 第一次事業 平成35年～ 第二次事業 平成44年～

# (事業実施区域の概況)



土地利用計画	
道路用地	8.7 ha
公園緑地	5.2 ha
現況自然地	41.3 ha
事業用地	61.9 ha
住宅用地	1.9 ha
合計	140.2 ha



